

ドイツ高等教育システムにおける音楽教育

－総合大学・音楽大学・専門大学を中心に－

高木望帆*
藤井利紀**
東岡達也***

＜要 旨＞

ドイツには、総合大学、専門大学に続く第3のタイプとして、芸術大学がある。芸術大学の中でも、音楽分野を中心に扱う芸術大学は、一般的に音楽大学と呼ばれる。これまでの日本におけるドイツの高等教育研究は、各大学タイプで提供される音楽教育の違いを見落としており、ドイツの高等教育の断片的な理解にとどまってきた。本稿では、総合大学、音楽大学、専門大学に焦点を当て、各大学タイプでどのような音楽教育が提供されているのかを明らかにすることを目的とする。結果、①音楽教育を提供する大学タイプとして音楽大学と総合大学の役割が特に大きく、専門大学の役割が相対的に小さいこと ②大学タイプによって提供される音楽教育が異なっており、音楽大学は、主に器楽・管弦楽専攻といった演奏系分野をほぼ独占的に担っているのに対して、音楽学/音楽史専攻の学術系分野については総合大学が中心であること ③カリキュラム分析から、音楽学ならびに音楽教育(教員養成)分野において、音楽大学と総合大学が相互の協力関係にあることを示した。

1. はじめに

本稿の目的は、総合大学(Universität)、音楽大学(Musikhochschule)、専門大学(Fachhochschule)に焦点を当て、各大学タイプでどのような

*名古屋大学教育発達科学研究科・博士後期課程大学院生

**名古屋大学高等教育研究センター・研究員

***名古屋大学教育発達科学研究科・博士後期課程大学院生

音楽教育が提供されているのかを明らかにすることである¹⁾。

ドイツにおいて、総合大学と専門大学に続く第3のタイプとして、芸術大学(Kunsthochschule)が位置づけられる(Winter 2019、文部科学省 2021)。総合大学は研究と教育を通じて学問の発展に貢献し、専門大学は応用志向の教育を通じて職業教育を行うことを主目的にするのに対して、芸術大学の目的は、造形芸術、音楽、表現メディア芸術等の分野において、芸術の育成に貢献することとされる。芸術大学の中でも、音楽分野を中心に扱う芸術大学は、一般的に音楽大学と呼ばれ、ドイツ国内に24校存在する²⁾。なお、本稿が音楽分野における芸術大学のみを扱っていることから、資料・統計の引用等を除いて、便宜的に音楽大学の表記を用いていく。

ドイツには音楽大学が存在することから、もっぱら音楽大学が高等教育を担っているように見えるが、実際のところ、音楽大学に限らず、総合大学、専門大学においても音楽教育は提供される。上述したように、大学タイプによってその目的は異なっていることから、総合大学、音楽大学、専門大学で提供される音楽教育の内容にも違いが生じていると考えられる。例えば、学問の発展という目的をもつ総合大学では、演奏家養成よりも研究をベースにした教育が行われていると想定される。ドイツの高等教育をより正確に理解するためには、各大学タイプでどのような音楽教育がどの程度提供されるのかを無視することはできない。

日本におけるドイツの高等教育研究は、大学タイプの違いをほとんど踏まえてこなかった³⁾。例えば、高旗賢二は、自身が留学していたカールスルーエ音楽大学のカリキュラムを検討しており、音楽大学が演奏家養成と音楽科教員養成を担っていることを明らかにしている(高旗 2014、2015)。伊藤真は、ハンブルク大学およびハンブルク芸術大学が教員養成を共同で行っていることに触れながら、両者のカリキュラム分析をしている(伊藤 2014、2015)。これらの研究は、音楽大学および総合大学がどのような音楽教育を行っているかを部分的に示しているものの、個別の大学に焦点を当てているため、ドイツの高等教育機関全体を俯瞰することが十分にできておらず、当然ながら大学タイプの違いはほとんど考慮されない。

一方、安積京子は、科目別在学者数や国籍別・男女別合格者数等を示してドイツにおける高等教育の実態を明らかにすることを試みている(安積 2021)。ドイツの高等教育機関を総合大学、単科大学等の五つに分類しており、専門分野別にみると音楽教育、器楽、音楽学／音楽史、

演劇研究の順に在学者数が多いことを示している。ドイツ高等音楽教育においてどのような音楽教育が提供されているかを具体的に示しているものの、大学タイプの違いを考慮に入れていないという問題点がある。それは、安積が取り上げている表 3「ドイツの音楽大学の科目別在学者数」に現れている。表のタイトルは、「音楽大学」となっているが、この表で示されている在学者数には、音楽大学に限らず、総合大学、専門大学等の学生も含まれているからである⁴⁾。安積の研究は、各大学タイプでどのような音楽教育がどの程度提供されるのかに目を向けておらず、ドイツの高等音楽教育の断片的な理解に留まっている。

最後に、ドイツにおける高等音楽教育研究に触れておく。M. ヴィンターは、音楽大学が総合大学と同等に位置づけられる歴史的過程を描いた上で、音楽大学の自己記述等を用いて、音楽大学が学術化する傾向にあることを明らかにしている。さらに、音楽大学で提供される音楽教育が芸術活動（音楽制作）、音楽の仲介（音楽教育／音楽の教職）、音楽学の3領域に分かれており、芸術活動が音楽大学の中心であることを示している（Winter 2019）。しかし、音楽大学を主題にしている論文であることから、総合大学がどのような音楽教育を提供しているのかについては、簡単な言及にとどまっている。

以上から本稿では、総合大学、音楽大学、専門大学においてどのような音楽教育が提供されているのかを明らかにすることで、ドイツの高等音楽教育のより深い理解に貢献する。具体的な作業として、各大学タイプの役割を確認した後に、専攻分野に着目してどのような音楽教育がドイツの高等教育において提供されているのかを示す。続いて、各大学タイプにおける専攻分野ごとの学生数を見ていくことで、各大学タイプが提供する音楽教育の違いを描いていく。最後に、カリキュラムに焦点を当てて、専攻分野の学生数から分からないドイツの高等音楽教育の特徴を示す。

本稿で主に用いる資料は、各大学のホームページで見ることができる「モジュール概要」、「学位試験規定」等である。なお、紙幅の関係もあり、個別の大学事例をみる場合、ノルトライン・ヴェストファーレン州の事例を中心に検討している。統計については、ドイツ音楽情報センター（Deutsches Musikinformationszentrum）が提供しているデータおよびドイツ連邦統計局のデータを参照している。

2. 高等教育システムにおける芸術大学の位置付け

各大学タイプがどのような音楽教育を提供しているかは、大学タイプ自体の特徴とも関わっているため、各大学タイプの役割をまず確認する必要がある。総合大学と専門大学は、すでに多くの文献で説明されているのに対して、芸術大学については十分に論じられていない⁵⁾。それゆえ、ここでは芸術大学に焦点を当てていく。なお、「はじめに」で述べたように、音楽大学は、芸術大学に分類されることから、音楽大学を見るためには芸術大学を検討する必要がある。

表1 大学タイプごとにみた大学数および学生数（2020/2021年冬学期）

大学の種類	大学数（校）	比率	学生数（人）	比率
総合大学	108	25.6%	1,751,960	59.6%
教育大学	6	1.4%	26,090	0.9%
神学大学	16	3.8%	2,512	0.1%
芸術大学	52	12.3%	37,473	1.3%
専門大学	210	49.8%	1,069,995	36.3%
行政専門大学	30	7.1%	56,115	1.9%
合計	422	100.0%	2,944,145	100.0%

出所：Statistisches Bundesamt 2021 から筆者作成

ドイツの大学は、表1で示すように、総合大学、教育大学（Pädagogische Hochschule）、神学大学（Theologische Hochschule）、芸術大学、専門大学、行政専門大学（Verwaltungsfachhochschule）に分類される。大学数から見れば、専門大学が最も多く、全体の半数を占める。続いて多いのが、総合大学であり、全体の約25%である。芸術大学は3番手であり、約10%を占めている。一方、学生数から見ると、総合大学、専門大学の順に多く、これら二つの大学タイプのみで全学生の約95%を超えていることになる。それに対して、芸術大学の学生数の割合は全学生の約1%に過ぎない。大学数と学生数から見れば、ドイツの大学は総合大学と専門大学が中心であり、芸術大学は傍系に位置付いている。続いて、各大学タイプの目的を確認したい。ノルトライン＝ヴェストファーレン州（以下、NRW州とする）の大学法第3条によると、総合大学と専門大学の主要なミッションは次のように定められている（下線は筆者による）。

総合大学は、研究、教育、学修、次世代研究者の育成、知識移転（特に、学問に基づいた継続教育、技術移転、大学発ベンチャーの奨励）を通じて、学問的知識の獲得ならびに学問の育成と発展に貢献する

専門大学は、応用志向の教育、学修を通じて、学問的知識および方法の応用もしくは芸術的な造形能力を必要とする国内外の職業活動の準備をする⁶⁾

このように、総合大学は、学問的知識の獲得および学問の育成と発展を重視するのに対して、専門大学は職業教育に重点を置いているように、役割は明確に異なっている。一方、芸術大学の主要なミッションは、NRW 州の芸術大学法第 3 条によって以下のように規定される（下線は筆者による）。

芸術大学は、教育、学修、芸術活動、芸術開発計画、継続教育を通じて、特に造形芸術、音楽、表現メディア芸術の分野において、芸術の育成に貢献する⁷⁾

芸術大学は、「教育、芸術活動、芸術開発計画」(Lehre, Kunstausübung, Künstlerischer Entwicklungsvorhaben) 等を通じて、芸術の育成に貢献することを主要なミッションに置いている。高等教育法事典によれば、芸術大学は上記の三つのミッションをもっているのに対して、総合大学は「教育と研究」(Lehre und Forschung) という二つのミッションをもっており、芸術大学の「芸術活動、芸術開発計画」は、総合大学の「研究」と対をなすものであるとされる (Hartmer und, Detmer 2011: 89-90)。さらに、事典では「これらの構成要素[教育、芸術活動、芸術開発計画のことを指す]はお互いに、必要な相互作用をもって、一体化されなければならない、芸術大学も総合大学と同様に、こうした相補的なミッションなしに、単なる「教育機関」(Lehranstalt) 機能に縮小されてはならない」(同上: 89) と述べられている。このように、芸術大学は、総合大学と同様に、単に教育を担っているだけではないということから、総合大学と同等に位置付けられている。

芸術大学と総合大学の同等性を考える上で、歴史を振り返ることは有意義であろう。現在の音楽大学の起源は、18 世紀後半にさかのぼることができる。当時、ほとんどの音楽学校は大学ではなかった。ヴァイマル期になると、いくつかの音楽学校が大学に名称を変更した。ヴァイマル期は、名称変更が行われた第 1 段階の時期であり、第 2 段階は 1970 年代まで待つ必要がある (Winter 2019: 163)。芸術大学が大学タイプとして際立つようになったのは、1960 年代から 1970 年代であり、名称変更の時期と重なる。この期間は、西ドイツにおいて大学の再編が行われていた時期であった。例えば、多くの工科大学は、Hochschule から Universität と名称をかえて、総合大学と同等の

地位を獲得した。教育大学のほとんどは、総合大学に編入されることとなった。芸術大学は、他の単科大学と異なり、U. タイヒラーによれば、「芸術大学が研究機能を有しておらず博士学位授与権をもっていなかった」（タイヒラー 2006: 100-1）ことから、芸術大学としての特別な地位を確立したとされる。研究機能および博士学位授与権をもっていなかったことが、他の単科大学とは異なり、特別な大学タイプとして確立されるに至ったのである。

しかし、研究機能および博士学位授与権を有していなかったことは、芸術大学が総合大学と同等ではないということを意味しなかった。M. ウィンターによれば、常設文部大臣会議（Kultusministerkonferenz）の芸術大学の地位に関する 1967 年 9 月 26 日の議決の一部「芸術形式と表現手段の専門教育を通じた芸術教育と芸術のさらなる発展および基準を定める自由な芸術活動は、精神科学と自然科学的な科学技術分野の教育と研究と同価値である」（Winter 2019: 162-3）と定めていたこと等から、芸術大学と総合大学が同等なものとして考えられていたことが明らかにされている。1967 年の時点で、現在と同様に、総合大学と芸術大学は同等であると見なされていた。

同時期の西ドイツでは、既存の大学の再編にとどまらず、1968 年に専門学校、上級専門学校を昇格させて専門大学を新たに設立することが認められた。専門大学の新設は、ドイツ音楽大学学長会議（RKM）が「1974/1975 年から 1989/1990 年において、各州の新しい芸術大学法の立法との関係で、音楽大学の地位を守るために戦い、音楽大学を総合大学と同等の地位にするという目標を実現し、音楽大学を専門大学に引き下げることを防ぐことは重要であった」（RKM 2019）と回想しているように、芸術大学と総合大学の同等性に影響を及ぼす可能性があった。というのも、専門大学は研究機能をもたず、博士学位授与権をもたなかったからである。専門大学が設立された状況下では、博士学位授与権は、専門大学と差別化を図る上で重要であったと考えられる。実際に、1980 年代に入ると、1967 年の常設文部大臣会議議決で示された方向とは異なり、西ベルリン、ケルン、ハノーヴァーの音楽大学は、博士学位授与権を得ていくこととなった（Deutsches Musikrat 2019: 460）。現在では、ほとんどの音楽大学が博士学位授与権をもっている。なお、博士学位が出せる領域は、音楽学や音楽教育等に限定されており、演奏系の科目にはそもそも博士学位はない。

以上のように、芸術大学は、専門大学が新しい大学タイプとして認められたことの影響を受けつつも、大学タイプとして確立された後において、基本的に総合大学と同等の大学として位置づけられてきたのであった。

3. 高等音楽教育における専攻分野

ここでは、専攻分野に着目して、ドイツにおいてどのような音楽教育が提供されているかを確認する。表2は、高等音楽教育における専攻と専攻別の学生数を示したものである。

表に見られるように、専攻は11の分野に分かれている。学生数は、主専攻（第1専攻）、副専攻（第2専攻・第3専攻）を含めた総学生数、および括弧内に主専攻のみの学生数を示している。総学生数を見ると、器楽／管弦楽、音楽教育（一般学校の音楽教員）、音楽学／音楽史、音楽教育（フリーランスまたは音楽学校）の順に多く、主専攻のみの場合、音楽学／音楽史と音楽教育（一般学校の音楽教育）が入れ替わるものの、これら4専攻の学生数が多い順に並ぶことには変わりはない。また、これら4専攻のいずれかを専攻する学生数は全体の84.4%（主専攻のみの場合は82.3%）を占めていることから、これらの専攻がドイツにおける高等音楽教育の中心であることがわかる。以下では、「一般学校の音楽教員」と「フリーランスまたは音楽学校」の二つの専攻をまとめて音楽教育とし、器楽／管弦楽、音楽教育、音楽学／音楽史を「主要3専攻」とする。

主要3専攻によって修業年限に違いがあることを確認しておきたい。

表2 高等音楽教育における専攻別の学生数（2020／2021年冬学期）

専攻	学生数（主専攻）	比率（主専攻）
音楽教育（フリーランスまたは音楽学校）	4,188（3,707）	12.4%（13.5%）
音楽教育（一般学校の音楽教員）	7,967（4,767）	23.7%（17.4%）
音楽学／音楽史	6,734（4,962）	20.0%（18.1%）
器楽／管弦楽	9,522（9,120）	28.3%（33.3%）
指揮	327（326）	1.0%（1.2%）
声楽	1,698（1,472）	5.0%（5.4%）
ジャズ／ポピュラー音楽	1,694（1,553）	5.0%（5.7%）
教会音楽	521（508）	1.5%（1.9%）
作曲	457（451）	1.4%（1.6%）
リトミック	18（18）	0.1%（0.1%）
トーンマイスター	524（524）	1.6%（1.9%）
合計	33,650（27,408）	

出所：Deutsches Musikinformationszentrum 2021a から作成

前提としてドイツでは、半年を一つの学期とするセメスター制を採用している。ヨーロッパで共通に用いられている学修時間に基づいて単位数を算定する単位制度である ECTS (European Credit Transfer and Accumulation System) が導入されている。基本的に、一つの学期に 30 ECTS を取得する必要がある (吉川 2016: 94)。多くの場合、器楽／管弦楽等の演奏系においては、学士課程において 4 年間 8 セメスターの中で 240 ECTS を取得する必要がある。一方、音楽学／音楽史や音楽教育専攻の場合、3 年間 6 セメスターの中で 180 ECTS を取得することが求められる。

4. 専攻別および大学タイプ別学生数にみるドイツ高等音楽教育

第 2 節では、ドイツ高等教育システムにおける芸術大学の位置付けを確認することを中心に、総合大学、芸術大学、専門大学の 3 タイプの特徴を確認した。第 3 節では、ドイツの高等音楽教育の中心が、器楽／管弦楽、音楽教育、音楽学／音楽史の「主要 3 専攻」であることを示した。本節では、これら二節の結節点に着目する。つまり、各大学タイプに在籍する専攻別の学生数を見ることによって、ドイツにおける高等音楽教育の全体像を把握したい。なお、教員養成を主目的とする教育大学については本稿で詳細な検討をしない。現在ではバーデンヴュルテンベルク州を除いて、教育大学は総合大学に編入されており、本稿で取り上げる三つの大学タイプと比べれば、主要なものではないからである。

4.1 ドイツ全体的場合

表 3 は、各専攻の学生がどのタイプの大学に在籍しているかを示したものである。一見してこの表から読み取れることは、一般的にドイツ高等教育で言及される総合大学と専門大学の「二元構造」(タイヒラー 2006)とは異なり、音楽分野では専門大学の学生数が非常に少ないということである。他方、最も多くの学生が在籍する大学タイプは音楽大学であり、ここからドイツの高等教育システムにおける高等音楽教育の独自性がうかがえる。

表3 専攻別および大学タイプ別学生数（2020／2021年冬学期）

専攻	学生数合計	内訳			
		音楽大学	総合大学	教育大学	専門大学
音楽教育(フリーランスまたは音楽学校)	4,188	1,909	1,677	26	576
音楽教育(一般学校の音楽教員)	7,967	2,912	4,013	1,042	-
音楽学／音楽史	6,734	1,250	5,458	-	26
器楽／管弦楽	9,522	9,210	312	-	-
指揮	327	310	17	-	-
声楽	1,698	1,628	70	-	-
ジャズ／ポピュラー音楽	1,694	1,102	493	-	99
教会音楽	521	433	88	-	-
作曲	457	451	6	-	-
リトミック	18	18	-	-	-
トーンマイスター	524	106	-	-	418
合計	33,650	19,329	12,134	1,068	1,119

出所: Deutsches Musikinformationszentrum 2021b から作成

以下、本節では、前節で確認した「主要3専攻」を中心に、各専攻と大学タイプとの関係を確認する。まず、音楽教育専攻の学生数は、総合大学、音楽大学の順に多く、この二タイプで学生数全体の約86%を占める。表を見れば分かるように、総合大学と音楽大学に在籍する学生が多いことは、音楽教育専攻に限らず全専攻に共通する。音楽教育専攻のうち、「フリーランスまたは音楽学校」専攻の学生数は、音楽大学の方が総合大学よりもやや多い。また、それらよりは少ないものの、教育大学および専門大学にも一定数の学生が在籍している。他方、「一般学校の音楽教員」の学生数は、総合大学の方が音楽大学よりも多い。加えて、一般学校の音楽教員専攻では、教育大学に在籍する学生が多いこと、専門大学に学生がいないことなどがフリーランスまたは音楽学校との違いである。

次に、音楽学／音楽史は、総合大学の学生数が最も多く、全体の約81%を占める。音楽大学の学生数は総合大学の約5分の1に過ぎないが、1250名在籍していることから、音楽大学においても音楽学／音楽史は少なからず提供されていると言える。最後に、器楽／管弦楽は、音楽学／音楽史とは反対に、総合大学よりも音楽大学の学生数が多く、約97%の学生が音楽大学に在籍する。また、音楽大学に在籍する学生数および全大学タイプに

占める割合が最も高いのは、指揮や声楽等、他の多くの専攻にも当てはまる。ただし、例外としてトーンマイスター専攻が挙げられる。

以上より、大学タイプ別に見た各専攻の学生数から、ドイツにおける高等音楽教育の特徴をいくつか述べるができる。第1に、一般的に言われるドイツの総合大学と専門大学の二元構造とは異なり、音楽教育を提供する大学タイプとして、音楽大学と総合大学の役割が大きく、他方で専門大学の役割が相対的に小さいこと。第2に、音楽大学は主に器楽や管弦楽等の演奏系分野をほぼ独占的に担い、総合大学は音楽学や音楽史等の学術系分野を担っていること。第3に、音楽教育に関しては、総合大学と音楽大学の双方に一定数の学生が在籍していること、である。

4.2 ノルトライン＝ヴェストファーレン州の場合

ここでは、表4で示すように、NRW州に対象を限定して、総合大学、音楽大学における主要3専攻の学生数を明らかにする。NRW州を取り上げるのは、ドイツの中で最も学生数が多い州だからである(779,199人)。NRW州には、16校の総合大学と9校の芸術大学(そのうち、音楽大学4校)があり、総合大学と芸術大学の合計大学数も全州の中で最も多い。

表4 NRW州における主要3専攻の学生数(2020/2021年冬学期)

大学タイプ	大学名	器楽／管弦楽	音楽教育	音楽学／音楽史
総合大学	パーダーボルン大学	-	42	72
	ズイーゲン大学	-	23	4
	ボーフム大学	-	-	1
	ボン大学	-	-	155
	ヴッパータール大学	-	39	-
	ケルン大学	-	80	173
	ミュンスター大学	83	251	371
ドルトムント工科大学	-	85	-	
音楽大学	デトモルト音楽大学	406	170	10
	フォルクヴァング芸術大学	435	285	94
	ケルン音楽舞踊大学	631	491	32
	ロベルト・シューマン音楽大学デュッセルドルフ	394	134	232
NRW州 合計	1,949	1,600	1,144	

出所：Landesdatenbank NRW, Statistik der Studenten

(<https://www.landesdatenbank.nrw.de/ldb NRW/online>, 2022. 2. 15) から作成

表4から分かるように、すべての音楽大学が器楽／管弦楽専攻の在籍学生数が最も多いという共通点をもっている。ロベルト・シューマン音楽大学デュッセルドルフを除けば、音楽教育専攻が2番目に多い専攻であることも共通する。一方、ミュンスター大学を除くすべての総合大学は、器楽／管弦楽専攻の学生はいないという共通点をもっている。音楽学／音楽史、音楽教育に関しては、両方の専攻をもっている大学もあれば、片方しかもっていない大学もあるように、総合大学間の差はある。ただ、数量的に見れば、主要3専攻の中においても、音楽大学と比べても、音楽学／音楽史の在籍学生が多いという傾向は掴むことができるだろう。これらの点を踏まえると、NRW州においても、ドイツ全体の特徴と同様の傾向を確認することができる。

5. カリキュラムから見る音楽大学と総合大学の関係性

先述したように、音楽大学と総合大学においては、提供している音楽教育の傾向が異なる。しかし、音楽学や教員養成は完全に機能が分かれているわけではなく、シェアの度合いは異なるが両方で提供はされている。そこで第5節では、音楽学と教員養成のカリキュラムに着目し、音楽大学と総合大学の共通点や相違点、さらには両者の関係性について検討する。そうすることで、実質的な数値だけでは見えない両者の違いや特徴を浮き彫りにする。検討の対象とする大学は、前節に引き続き、NRW州の音楽大学と総合大学である。

5.1 音楽学専攻のカリキュラム

音楽学専攻は、器楽／管弦楽専攻等の演奏系分野とは異なり、基本的に主専攻と副専攻の二つの専攻で180 ECTS分の単位を取得することが要件となっている。ドイツはモジュール制をとっているため、主専攻の音楽学科目と副専攻の科目、キャリア実践や学際的研究等の補足科目がそれぞれモジュールで示されており、各モジュールの最後に試験をパスすることで単位が授与される仕組みとなっている。以下は、州内の音楽学の学士プログラムを提供する全ての大学における教育内容の内訳である（表5）。

表5 音楽学専攻の教育内容

大学タイプ	大学名	主専攻（音楽学）の ECTS 数	副専攻の ECTS 数	補足科目の ECTS 数
総合大学	パーダーボルン大学	72+12（学士論文）	72	24
	ボン大学	78+12（学士論文）	78	12
	ケルン大学	78+12（学士論文）	78	12
	ミュンスター大学	75+10（学士論文）	75	20
音楽大学	デトモルト音楽大学	97+16（学士論文）	41	26
	folkヴァング芸術大学	75+12（学士論文）	75	18
	ロベルト・シューマン音楽大学デュッセルドルフ	54（副専攻・音楽学）	108 （学士論文含む）	18

出所：各大学の「学位試験規定」をもとに筆者作成

教育内容の内訳については、総合大学と音楽大学で大きな違いはなく、基本的に、学士論文を除いた主専攻の単位数と副専攻の単位数はほぼ同じ分量で配置されていた。例外として、ロベルト・シューマン音楽大学デュッセルドルフは、デュッセルドルフ大学と連携して音楽学プログラムを運営しており、音楽学は副専攻としてのみ選択することができる。

次に、教育内容の詳細を見ていく。以下はケルン大学（表6）とfolkヴァング芸術大学（表7）のカリキュラムである。

表6 ケルン大学 音楽学（主専攻）のカリキュラム

セメスター	モジュール	単位数
1	【基礎モジュール1】音楽学入門、音楽理論・トランスクリプション	6 ECTS
1~2	【基礎モジュール2a】エレクトロアコースティック音楽の分析入門	基礎モジュール 2a~2dから2つ選択 18 ECTS
1~2	【基礎モジュール2b】音楽と認知科学の入門	
1~2	【基礎モジュール2c】民族音楽学入門	
1~2	【基礎モジュール2d】音楽歴史学入門	
3~6	【拡張モジュール1】音楽文化と民族音楽	拡張モジュール 1~4から3つ選択 36 ECTS
3~6	【拡張モジュール2】音楽文化と歴史的な民族音楽	
3~6	【拡張モジュール3】美学、認知科学、心理学	
3~6	【拡張モジュール4】方法論と問題（人文科学・文化研究、認知科学の問題を適切に処理するための方法論など）	
5~6	【拡張モジュール5】コロキウム	6 ECTS
1~6	【補足モジュール1a】留学先の単位認定	補足モジュール 1a~1cから1つ選択 12 ECTS
1~6	【補足モジュール1b】実習	
1~6	【補足モジュール1c】学際的研究	
3~6	【学士論文】	

出所：ケルン大学 2019をもとに筆者作成

表7 フォルクヴァング芸術大学 音楽学（主専攻）のカリキュラム

1 (13)	2 (13)	3 (14)	4 (14)	5 (12)	6 (21)
【音楽史概要】 音楽史の基礎、 リテラチャーと 解釈	【体系的な音楽学・ 民族音楽学】 民族音楽学入門、 民族音楽学（上級）、	【歴史的な 音楽学】 1800年以前の 音楽学、 1800年以降の 音楽学、 和声学	【メディアコンテクスト における音楽】 音楽劇、 音楽とメディア、 演習（CDやコンサ ートプログラムブッ クレット作成）	【選択科目】 選択科目、 コロキウム	【学士論文】
【基礎知識】 音楽理論の基礎、 音楽学研究入門、 楽器学	体系的な音楽学入門、 体系的な音楽学（上級）				

出所：フォルクヴァング芸術大学 2019 をもとに筆者作成

上記にあげた2校に併せて、州内の音楽学（主専攻）を提供する全ての総合大学と音楽大学のカリキュラムを確認した結果、基本的には教育内容に大きな違いはなかった。1・2セメスターに音楽学入門や基礎的な音楽理論のモジュール、3・4セメスターに音楽史や専門的な音楽学、民族音楽学等のモジュール、5・6セメスターに体系的な音楽学（音楽心理学、音楽生理学、音響学）や実習、学士論文等のモジュールが配置されている傾向にあった。

主専攻に関しては大学タイプによる違いは見られなかった。次は、副専攻の領域や選択肢について各大学の事例を確認しながら述べる。総合大学に関しては、ケルン大学の場合、副専攻として古典語と文化、考古学、哲学等の音楽分野以外の専攻を選択できる（ケルン大学哲学部 2015）。また、ミュンスター大学の場合、考古学や生物学、化学、文化・社会人類学等の幅広い分野から副専攻が選択でき、ボン大学の場合、考古学や比較宗教学、政治・経済等の分野から副専攻が選択できる⁸⁾。このように、基本的には副専攻は音楽以外の分野から選択される。

一方で、音楽大学は総合大学と連携して副専攻を提供していることが確認できた。フォルクヴァング芸術大学は、主専攻の音楽学に、器楽や声楽、音楽理論、指揮等の芸術分野の副専攻（Künstlerisches Fach）を組み合わせた音楽学の学士プログラムを提供している。そのため、副専攻の学修には、ピアノや声楽等の個人レッスンが含まれる。また、デュースブルク・エッセン大学やルール大学ボーフムと連携して、人文科学や社会学、宗教学等の領域から副専攻を選択することも可能となっている⁹⁾。芸術大学ではあるが、音楽分野の専攻でも音楽分野以外の専攻でも副専攻とすること

ができる。

また、デトモルト音楽大学は、1977年からパーダーボルン大学と連携して共同の音楽学ゼミナールを設けている（Deutsche Musikrat 2019: 460）。現在、音楽学の学修に加えて、音楽演劇研究もしくは器楽や声楽の指導を受けて芸術的なトレーニングを行う「学士音楽学プログラム」と、主専攻の音楽学とパーダーボルン大学の文化研究学部の副専攻を組み合わせる「2専攻プログラム」（Zwei-Fach-Bachelor）（デトモルト大学・パーダーボルン大学 2016）の2種類の音楽学プログラムを提供している。連携することで、デトモルト音楽大学に籍を置きながらパーダーボルン大学で音楽以外の分野を副専攻として選択でき、パーダーボルン大学に籍を置きながら音楽大学で特定の音楽科目が受講できる仕組みとなっている。

以上、音楽学専攻のカリキュラムを確認したが、総合大学と音楽大学で教育の枠組みや内容に大きな違いは見られなかった。両者の異なる点は、副専攻で選択できる領域が異なっていたことである。音楽大学においては音楽系の専攻が充実しているため、ピアノ演奏や声楽等の実践系の領域を副専攻とすることが可能であり、総合大学においては音楽以外の分野から副専攻を選ぶことができる環境が備わっていた。しかし、このような環境の違いや機関の特性による制限がある一方で、他大学と連携することによって、学内で提供できない学問領域を補っていた大学も見られた。

5.2 音楽教育（音楽科教員養成）専攻のカリキュラム

次に、音楽大学と総合大学における教員養成のカリキュラムを確認する。本稿では、ギムナジウム（Gymnasium）と総合制学校（Gesamtschule）の教職のカリキュラムに着目する。州によって養成にかけるセメスター数や養成する教職のタイプも異なるが、NRW州においては、初等教育段階の教職も中等教育段階の教職も、3年間6セメスターの間に180ECTSを取得する。

また、ドイツにおける教員養成の学修は、各州とも①教育科学、②教科教授学を含む教科に関する専門科学、③教育実習から構成されており、②教科に関する専門科学は通常、同等の重み（単位数）を持つ2教科を履修するようになっている（木戸 2020: 112）。音楽科教員養成の場合、第1教科の音楽に加えて、第2教科も履修することとなる。このように、資格が関係することもあり、基本的には教育内容の枠組みに関して大学による大きな違いはない（表8）。

表8 ギムナジウム教員養成（2教科制）の教育内容

大学タイプ	大学名	第1教科（音楽） ECTS数	第2教科 ECTS数	教育学 ECTS数	移民ドイツ語 ・学士論文 ECTS数
総合大学	ズイーゲン大学	72	72	27	9
	ミュンスター大学	75	75	20	10
	ドルトムント工科大学	68	68	30	14
音楽大学	フォルクヴァング芸術大学	68	68	30	14
	ケルン音楽舞踊大学	69	69	30	12

出所：各大学の「学位試験規定」から筆者作成¹⁰⁾

では教育内容の詳細と運営はどうであろうか。以下は、ドルトムント工科大学（表9）、フォルクヴァング芸術大学（表10）におけるギムナジウム及び総合制学校のカリキュラムである。

表9 ドルトムント工科大学 カリキュラム

1	2	3	4	5	6
第一楽器、第二楽器、ボイストレーニング (7)			第一楽器、第二楽器、声楽、歌曲伴奏、アンサンブル、実技試験 (14)		
聴音、和声、テスト (8)			楽式論、楽曲分析、和声 (7)		
音楽史、音楽とメディア (10)		歴史的な音楽学、体系的な音楽学等 (7)			
音楽教育入門、入門と実践、現代メディアまたはスタジオテクノロジー (6)		音楽教育の教授法と具体的な授業計画、インクルーシブ教育の理解・学習設計等 (9)			
学校教育学の基本、教育学入門 (6)	教育分野における評価の基礎 (3)	教育学の基礎 (2)、教育理論 (6)、評価の方法と個別指導 (3)			
適性・オリエンテーション実習 (5)		教育実習 (5)、移民学生のためのドイツ語 (6)			学士論文 (8)
第2教科 (68)					

出所：ドルトムント工科大学 2016、2021 をもとに筆者作成

表 10 フォルクヴァング芸術大学 カリキュラム

1	2	3	4	5	6
【アーティストティックコアモジュール 1 (13)】 主要楽器、声楽、リズムトレーニング			【アーティストティックコアモジュール 2 (12)】 主要楽器、声楽		
【指揮・音楽理論 1 (10)】 指揮法、ボイストレーニング、 児童合唱団の指導、和声、聴音 等		【指揮・音楽理論 2 (10)】 指揮法、和声、聴音等		【指揮・音楽理論 3 (8)】 オーケストラやビッグバンド の指揮、作曲、楽曲分析	
【音楽学と音楽教育 1 (6)】 音楽史の基礎、音楽教育学入門		【音楽学と音楽教育 2 (9)】 リテラチャーと解釈、高度な音楽教育学、高度な 音楽学等			【学士論文 (8)】
【適性・オリエン テーション 実習 (7)】 学校における 教育的専門性、 キャリアオリエン テーション	【心理学 (5)】 心理学入門、教育心理学 【学校現場における教育的専 門性 (1)】 実習準備、実習のポートフォ リオ	【育成・教育・教 授 (5)】 教授法、教育学 の基礎 【教育実習 (6)】 【移民学生のためのドイツ語 (6)】			【発達の不均 一な条件 (6)】 選択科目、異質 性や社会に関す る知識・理解、 ポスター発表
第 2 教科 (68)					

出所：フォルクヴァング芸術大学 2021 とデュースブルク・エッセン大学 2020 をもとに筆者作成

2教科制のドルトムント工科大学とフォルクヴァング芸術大学のカリキュラムの内容は、実技レッスンや音楽理論、音楽学、音楽教育学、音楽教授法、教育学、移民学生のためのドイツ語、教育実習等で構成されており、大学タイプによる違いは見られなかった。なお、同じく 2 教科制をとるミュンスター大学やブイーゲン大学、ケルン音楽舞踊大学のカリキュラム¹¹⁾ に関しても、教育内容や各モジュールの受講時期等の点で同様の傾向を確認した。

運営については、ドルトムント工科大学やミュンスター大学、ブイーゲン大学は学内に音楽学部や音楽・音楽学研究所を持っているため、教員養成課程の全ての科目が学内で提供できていた。しかし、全ての総合大学が学内で全ての科目を提供できるわけではない。一方、音楽大学は、フォルクヴァング芸術大学がデュースブルク・エッセン大学と連携して教育学科目を提供したり¹²⁾、ケルン音楽舞踊大学がケルン大学と連携して音楽分野以外の第 2 教科を提供したりするなど¹³⁾、どの大学も総合大学と連携していた。このように、教員養成課程においても音楽大学と総合大学は連携しており、自身の機関では賅えない領域の教育を補い合っていることが確認できた。以上のように、音楽学と教員養成のカリキュラムから、音楽大学と総合大学が相互に協力関係にあることが読み取れる。

6. おわりに

本稿では、総合大学、音楽大学、専門大学に焦点を当てて、各大学タイプでどのような音楽教育が提供されているのかを論じた。その結果を以下の三つにまとめることができる。

一つ目は、音楽教育を提供する大学タイプとしては、ドイツの一般的な二元システムとは異なり、音楽大学と総合大学の役割が特に大きく、専門大学の役割が相対的に小さいことである。二つ目は、大学タイプによって提供される音楽教育が異なっていることが明らかとなった。音楽大学は、主に器楽・管弦楽専攻といった演奏系分野をほぼ独占的に担っているのに対して、音楽学／音楽史専攻の学術系プログラムについては総合大学が中心であることを明らかにした。また、音楽教育（教員養成）は総合大学と音楽大学の双方で主に行われていた。三つ目は、総合大学と音楽大学は相互に協力して音楽教育を提供していることである。音楽大学は演奏実践以外にも幅広いプログラムを提供していたが、その運営は総合大学と連携することでより充実したものとなっていた。音楽学プログラムの場合、総合大学と連携することで人文科学や社会科学等の学問領域を副専攻とすることが可能となり、教員養成の場合も、総合大学において教育学科目を受講することが可能となっていた。また、総合大学においても、実技系の科目や音楽に関する専門的な科目を音楽大学と連携することで提供できていた。このように、一方の大学で提供できない領域も、包含する学問領域の種類と広さが異なる他種の大学と連携することにより学修できる環境となっていた。それぞれが役割をもって音楽教育を担っている様子から、音楽大学と総合大学が統合されずにドイツ高等教育システムの中で位置付していることが伺える。

以上の議論は、大学タイプの違いに着目しなければ得られなかった知見である。言い換えれば、高等教育システムの視点から捉えることによって、これまで断片的に留まっていたドイツ高等音楽教育全体のより深い理解を得ることができた。また、本稿で示したこのシステムの視点は、今後の研究にも応用することができる、基礎研究としての意義を持つ。

音楽分野における総合大学と音楽大学の関係が、他の芸術分野でも当てはまるかどうか検討することは、今後の課題として残されている。

注

- 1) 本稿では、紙幅の関係から大学のみ焦点を当てている。それゆえ、音楽教育を提供する大学以外の高等教育機関である専門アカデミー (Fachakademie)、音楽院 (Konservatorium) 等は検討対象としていない。
- 2) ベルリン芸術大学、 Folkwang 芸術大学、ブレーメン芸術大学は、「音楽」という名称を持たないが、音楽領域に関わる専攻をもっていることから、音楽大学に区分している。
- 3) 音楽教育に関わるハンドブックでも、ドイツの高等音楽教育は教員養成のみに言及するのにとどまっている (日本音楽教育学会 2019: 218-9)。
- 4) 安積は、音楽大学を「音楽専攻をもっている大学」として定義していると考えられる (安積 2021: 169)。しかし、音楽大学 (Musikhochschule) との混同を招く表記になっている。
- 5) 総合大学と専門大学についてまとめた研究として、ウルリッヒ・タイヒラー (馬越徹・吉川裕美子監訳) 2006、吉川裕美子 2010 が挙げられる。
- 6) Gesetz über die Hochschulen des Landes Nordrhein-Westfalen (2014 年 9 月 16 日制定)。本稿は 2021 年 11 月 25 日改正後の最新の条文を参照した。
- 7) Gesetz über die Kunsthochschulen des Landes Nordrhein-Westfalen (2008 年 3 月 13 日制定)。本稿は 2021 年 11 月 25 日改正後の最新の条文を参照した。
- 8) ミュンスター大学の専攻一覧 (<https://www.uni-muenster.de/ZSB/studienfuehrer>, 2022.2.15)、ボン大学の専攻一覧 (<https://www.uni-bonn.de/de/studium/studienangebot/mehr/studienfachkombinationen-im-bachelor-of-arts>, 2022.2.15) を参照。
- 9) Folkwang 芸術大学のウェブサイト参照。(<https://www.folkwang-uni.de/en/home/wissenschaft/courses-of-studies/musicology/musicology-ba/>, 2022.2.15)
- 10) 教員養成プログラムを提供している州内の大学のうち、ギムナジウムの教員を養成しているのは、ケルン音楽舞踊大学、Folkwang 芸術大学、デトモルト音楽大学、ミュンスター大学、ゾーゲン大学、ドルトムント工科大学のみである。なお、デトモルト音楽大学は 1 教科制である。
- 11) 各大学の「試験規定」および「モジュール概要」を参照した。
- 12) Folkwang 芸術大学のウェブサイト参照。(<https://www.folkwang-uni.de/en/home/wissenschaft/courses-of-studies/music-teaching/lehramt-musik-an-gymnasien-u-gesamtschulen-ba-med/>, 2022.2.15)
- 13) ケルン大学のウェブサイト参照。(<https://zfl.uni-koeln.de/studium-beratung/studieninteressierte/studiengaenge-faecher/gymnasium-gesamtschule>, 2022.2.25)

- u-dortmund.de/storages/ep/r/Dokumente/Studium/Erziehungswissenschaftlicher_Anteil_Lehramt/AB_WISE_2016-17/Bachelor/Gym_Gesamt/30.09.2021_BA_BiWi_GyGe_Modulbeschreibungen.pdf, 2022.2.15)
- デュースブルク・エッセン大学、2020、「モジュールハンドブック」。(https://www.uni-due.de/imperia/md/images/biwi/dekanat/mh_bachelor_gyge_ab_wise_20-21_28-09-2020.pdf, 2022.2.15)
- Folkwang 芸術大学、2019、「学位試験規定（音楽学）」。(https://www.folkwang-uni.de/fileadmin/medien/Die%20Hochschule/PDFs/Verwaltung/Ordnungen/Chronologisch/2019/Nr_355_PO_MuWi_2-Fach-B.A._Koop_UD E.pdf, 2022.2.15)
- Folkwang 芸術大学、2021、「学位試験規定（ギムナジウム・総合制学校の教員養成）」。(https://www.folkwang-uni.de/fileadmin/medien/Die%20Hochschule/PDFs/Verwaltung/Ordnungen/Chronologisch/2021/Nr_378_PO_LA_GyGe_B.A..pdf, 2022.2.15)
- ケルン大学哲学部、2015、「学位試験規定」。(https://phil-fak.uni-koeln.de/sites/phil-fak/lehre_studium/bachelor/Pruefungsordnungen_PO2015/PO-2015-Bachelorstudiengaenge.pdf, 2022.2.15)
- ケルン大学、2019、「音楽学モジュールマニュアル」。(https://philtypo3.uni-koeln.de/sites/phil-fak/lehre_studium/bachelor/modulhandbuecher/2015BA2 FMuWi.pdf, 2022.2.15)
- Deutsches Musikinformationszentrum, 2021a, Studierende in Studiengängen für Musikberufe – nach Studienfächern (http://miz.org/downloads/statistik/8/08_Studierende_Musikberufe_Studienfach.pdf, 2022.2.15).
- Deutsches Musikinformationszentrum, 2021b, Studierende in Studiengängen für Musikberufe – nach Hochschularten(http://miz.org/downloads/statistik/9/09_Studierende_Musikberufe_Studienfach_Hochschulart.pdf, 2022.2.15)
- Statistisches Bundesamt, 2021, Bildung und Kultur. Studierende an Hochschulen, Wintersemester 2020/2021.

付記

なお、本稿の執筆分担は次のとおりである。

- 1、3、4.1、6（共同執筆）
- 2、4.2（藤井利紀）
- 5（高木望帆）